

厚生労働大臣政務官
橋本 岳 様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成27年1月)

鳥 取 県

持続可能な社会保障制度の構築について

《提案・要望の内容》

○社会保障制度の喫緊の諸課題について、時期を逃さず適切に対策を講じること。

【子ども・子育て支援新制度等の少子化対策】

①子ども・子育て支援新制度の目的である幼児教育、保育、子育て支援の量的拡充と質の改善が共に実現されるために必要となる総額を確保すること。

財源の目処が立たず、当面 0.7 兆円の範囲には含まれていない「質の改善」事項のうち、特に以下の項目を要望する。

- ・ 1 歳児の保育士配置の改善（6：1⇒5：1）※当県では平成 14 年から 4.5：1 の加配を支援
- ・ 私立幼稚園・保育所・認定こども園等の職員給与改善（+5%）※+3%に留まる見込み。
- ・ 放課後児童クラブの常勤職員の処遇改善
※当県では、平成 26 年度から放課後児童指導員の資格を持つ者の給与改善に対して支援
→保育士及び放課後児童クラブ指導員の給与改善及び処遇改善は、保育士等の人材不足の解消に直接効果があり、量的拡充の実現にも不可欠である。

②認定こども園に係る公定価格の単価の見直しを早急に行い、その結果を速やかに明示するとともに、早期確定を行うこと。

現在示されている認定こども園（1号認定）の公定価格の仮単価は、大規模な施設ほど現行の私学助成より、格段に低くなるよう設定されているため、全国的に認定返上を行う施設があるなど問題となっている。

そのような中、10月24日の国の子ども・子育て会議で「当面の対応の基本方針」が示されたが、具体的な改善内容にまでは言及されていない。

当県においては、認定返上を行う施設はないが、各認定こども園が新制度への移行に不安を抱いている。

③各施設並びに県及び市町村における新制度への移行準備のため、国から迅速に情報提供すること。

【国民健康保険制度】

①国民健康保険の構造問題を解決するための基盤強化策として、このたび国が示したものは、現在の赤字解消の視点しかなく、今後も増大しつづける医療費への対応にはなっていないため、次のとおり取り組むこと。

- ・ 地方への責任転嫁とならないよう、今後の医療費の増嵩に応じた国負担金の負担率を上げること。
- ・ 国は、国民の保険料負担の平準化などから医療保険制度の一元化を目指すべきであり、そのための具体的な道筋を示すこと。

※国が示した国保基盤強化の具体的な施策は、消費税引き上げにより実施予定だった部分（1,700 億円）と全面総報酬割の導入による国費を財源とした部分（1,300 億円+α）の計 3,000 億円超であり、現状の赤字解消にすぎない。

※高齢者や低所得者が多く医療費が嵩むが保険料収入が見込めないという国保の財政上の構造問題に対する知事会側の要請に国は応えておらず、このままでは地方は国民健康保険の都道府県単位化に合意することができない。

- ②市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を廃止すること。

【介護保険制度】

- ①平成27年度から設置が予定されている地域医療介護総合確保基金（介護側）について、介護人材の確保に要する経費など、喫緊の課題に対する予算確保を確実に行うこと。

〔 本県では、基金財源により、介護福祉士養成に関する修学資金貸付制度や子育て世代の介護職への就業支援、医療介護連携に関する取組などを検討しているところ。 〕

- ②平成27年度から実施が予定されている低所得高齢者の介護保険料の公費減免（公費投入による保険料軽減）について、減免制度の適切な運用ができるよう、必要な国庫財源を確保すること。

〔 平成27年度からの第6期介護保険事業支援計画における本県の保険料基本額は、第5期の5,420円/月（全国平均：4,972円/月）からさらに増加し、6,500円前後になる見込み。低所得高齢者に対する配慮が必要であるほか、県、市町村の公費負担も増加が続いており、地方の負担も限界に来ている。 〕

- ③介護保険制度が適切に運用できるよう適切な介護報酬を設定するとともに、今後深刻化する介護人材の確保に向け、介護職員の処遇改善に関する加算等を継続すること。

〔 今般の介護報酬単価引き下げの報道を受け、介護サービス事業者等から「適切なサービスが提供できる介護報酬単価となるか不安」との声があがっている。 〕

<参考>

1. 子ども・子育て支援新制度の「質の改善」において先送り候補となっている主な項目
○職員配置の改善

年齢	現状	目標	備考
0歳児	3:1	3:1	—
1歳児	6:1	5:1	先送り（鳥取県ではH14から単県で4.5:1を実施）
2歳児		6:1	—
3歳児	20:1	15:1	実施（鳥取県ではH25から単県で15:1を実施）
4歳児	30:1	25:1	先送り
5歳児			

○その他

項目	目標	実施見込
職員給与の改善	+5%	+3%（2%先送り）
延長保育の充実	延長保育基本分の給付化	先送り
放課後児童クラブの充実	常勤職員の処遇改善	先送り

2. 市町村国保に係る鳥取県内1人当たり保険料調定額と医療費の推移（単位：円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
保険料	72,073	71,265	72,295	77,809	78,752	79,938
伸び率	1.01	0.989	1.01	1.08	1.01	1.02
医療費	296,666	305,035	317,975	329,073	338,265	346,834
伸び率	1.03	1.03	1.04	1.03	1.03	1.03

手話言語法(仮称)の制定について

《提案・要望の内容》

○手話言語法(仮称)を制定すること。

これにより難しい場合であっても、少なくとも障がい者のコミュニケーションを保障する法律を制定すること。

※既に、障害者基本法において手話が言語であることは明確に位置付けられているが、音声言語中心の現代社会をろう者が暮らしやすい社会へと変革する推進力としては不十分である。

※鳥取県においては、平成25年10月に「鳥取県手話言語条例」を制定。その後、神奈川県や北海道石狩市など9自治体においても同様の条例が制定されたほか、手話言語法制定を求める意見書が全ての都道府県と9割近くの区市町村の地方議会で採択、日本弁護士連合会や全国市長会等からも手話言語法制定を求める提言が提出されるなど、国内的にも手話言語法(仮称)制定に向けた萌芽が表れてきている。

※手話言語法(仮称)の制定に当たっては、手話の重い歴史を踏まえつつ、ろう者、手話通訳者、事業者、行政機関等の意見を聴きながら検討することが必要である。

※音声や文字表記等による意思疎通が困難な障がい者は、これらに代えて、手話、筆記、点字、触覚等を使用して意思疎通を図るが、このような障がい特性について、社会の理解や配慮は十分とは言えないのが実態。

※情報アクセス及びコミュニケーションの保障は、障がい者が社会参加する上での基盤となるものであり、法整備が必要である。

＜参考：本県の取組＞

1. 鳥取県手話言語条例の制定

- 平成25年10月、鳥取県議会において「鳥取県手話言語条例」が全会一致で可決・成立。
- 手話を言語として正面から認めた条例は全国初。
- 可決日にはその瞬間に立ち会おうと、全国から100人近いろう者・関係者が県議会に集結。



2. ICTを活用した遠隔手話通訳サービスモデル事業

- タブレット型端末のテレビ電話機能を通じ、手話通訳者(手話通訳センターに常駐)が画面越しにろう者と聞こえる人との手話通訳を行い、ろう者と聞こえる人のコミュニケーションをサポートする仕組み。
- 県内23名のろう者をモニターとして、ニーズ調査も兼ねてモデル的に実施。
- 本事業で使用するタブレット型端末には購入費助成制度を設定。(9割助成)
- 鳥取方式では、行政等の窓口で端末を設置するだけでなく、個々のろう者が所有する端末からもセンターへアクセスできるため、「いつでも、どこでも、気軽に」手話通訳を受けることが可能。

3. 情報アクセス・コミュニケーション支援

- 鳥取県においては、「鳥取県手話言語条例」の制定による手話の取組にとどまらず、これをさらに広げ、情報アクセス及びコミュニケーションに関する支援についても取組を強化しているところ。

生活保護制度と生活困窮者支援施策の充実について

《提案・要望の内容》

○生活困窮者自立支援法の施行にあたっては、対象者が多く見込まれない小規模な福祉事務所設置自治体においても持続可能で実効ある運営ができるよう、対応実績に関わらず、体制整備・維持に必要な国庫負担金が確実に受けられるような仕組みを講ずること。

※鳥取県では町村部においても福祉事務所設置が進んでおり、住民に身近な市町村で要保護者の支援を実施しているが、財政規模の小さい市町村における生活保護の適正実施や生活困窮者のための新たな相談体制の整備には、国の確実な財政措置が必要。

○生活保護適正化事業、自立支援プログラム策定実施推進事業、安心生活創造事業、地域生活定着促進事業等を推進するため、セーフティネット支援対策等事業費補助金は、これまでどおり国の全額負担のもと、着実な事業継続が図られるよう十分な財政措置を講ずること。

※来年度から補助率の引き下げが検討されているが、当該補助金は市町村福祉事務所等が生活保護制度の適正実施や要援護者の自立促進等に向けた取組をより一層促進していくために重要な財政基盤である。（平成26年度国庫協議額：236,798千円）

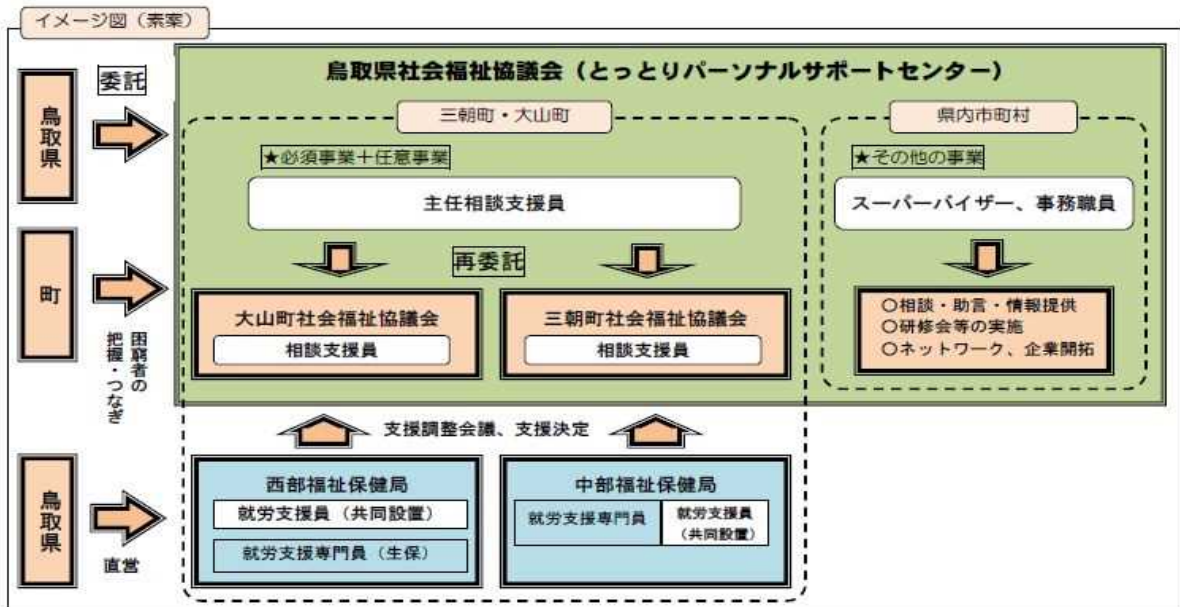
※「安心生活創造推進事業」については、国が事業の円滑な導入のため通算3年間は補助対象期間として支援を約束し、平成25年度から県内11市町村が必要な人材を雇用し計画的に事業を進めているところであるが、事業半ばの補助率の大幅な引き下げは、実施市町村も財政的に厳しく、軌道に乗り始めた事業の後退につながる。

<参考>

1 鳥取県における福祉事務所の設置状況

県・市町村の別	設置状況	被保護世帯数 (H26.8月)
県	2	31～50世帯 (1か所) 81～120世帯 (1か所)
市	4	
町村	13	0～30世帯 (3か所) 31～50世帯 (4か所) 51～80世帯 (3か所) 81～120世帯 (3か所)

2 生活困窮者自立支援法の施行（27年4月）に向けた鳥取県の取組方針



3 セーフティネット支援対策等事業費補助金の補助率削減の検討されている主な事業等

○平成26年度の事業内容

(単位：千円)

主な事業	実施主体	補助率(国)	国庫補助額
診療報酬明細書点検等充実事業 (レセプト点検員の配置)	県・市町村	10/10	8,848
体制整備強化事業 (福祉事務所の面接相談員配置)	市	10/10	3,944
警察との連携協力体制強化事業 (粗暴案件対応警察OB配置)	市	10/10	2,182
安心生活創造推進事業 (モデル地区に地域福祉のコーディネーターを配置)	市町村	10/10	90,012

※ 事前協議の結果、国の予算が不足したため、一部の事業を「緊急雇用創出事業臨時特例基金」で対応

地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について

《提案・要望の内容》

○報酬改定等に伴う障害者自立支援給付支払システムの改修に要する経費を国において全額負担すること。

※制度改正等に伴うシステム改修は国の責任において行われるべきもの。
 ※平成26年度は障害者自立支援給付支払等システム事業として国1/2の補助率で実施されることになっているが、平成24年度までは障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として国10/10の補助率で実施されていたものであり、国による全額補助が必要。

○市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずること。

※平成25年度市町村地域生活支援事業における国庫補助金平均内示率（鳥取県）は77%であり、必要な財源が確保されない中で、市町村は新たな事業の実施を躊躇している。

○障がい児へのサービスが円滑に提供できるよう、児童発達支援管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者と同様に、研修受講に係る猶予規定を設けること。

※障がい福祉サービス事業所等において利用計画の作成及び支援内容の客観的評価等を行う「サービス管理責任者」については、事業の開始の日から起算して1年間は、実務経験者であれば研修終了要件を満たしているものとみなす猶予規定がある。
 ※一方、障害児通所支援事業所等において同様の業務を行う「児童発達支援管理責任者」にはこの猶予規定はないが、今年度末を終了期限として同様の猶予措置が経過措置として認められているところ。
 ※現在、事業所開設を計画している法人があるが、4月から研修を終了するまでの間は配置なしの状態となってしまうため、二の足を踏んでいる状況となっている。

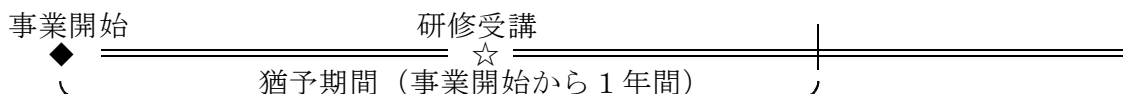
＜参考＞地域生活支援事業（鳥取県市町村分）平成25年度実績（国の補助充足率77%）
 平成25年度 市町村地域生活支援事業の総事業費616百万円（鳥取県）

国1/2×77%(充足率) 238百万円	県1/4 119百万円	市町村1/4 154百万円
市町村持ち出し額 70百万円	県上乗せ補助額 35百万円	

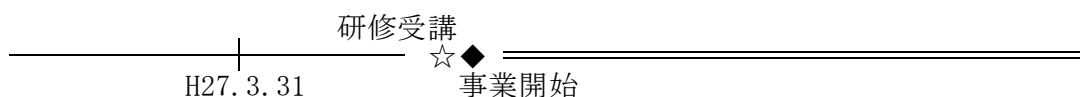
※太枠部分：国庫補助金が総事業費の1/2を満たさないため市町村の持ち出しが発生
 ※網掛部分：県は国庫補助金の額にかかわらず総事業費の1/4を補助

＜参考＞児童発達支援管理責任者の資格要件について

○サービス管理責任者…猶予期間（事業開始から1年間）内に研修修了すればよい



○児童発達支援管理責任者…H27.4.1以降は猶予期間がなく、研修修了後でなければ事業開始できない



緊急雇用創出事業臨時特例基金の存続・拡充について

《提案・要望の内容》

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金は、地方の雇用拡大、処遇改善にとって非常に有効であり、当該基金を1,000億円規模として拡充の上、平成27年度以降も基金方式により存続すること。

※地方創生を目指す地方にとって、地域の実情に応じた地域の創意工夫による効果的な雇用の場の創出と多様な人づくりを地域自らが強力に推進していくことが重要であり、またこれらを国・地方が継続的に取り組む仕組みが必要である。

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金の拡充にあたっては、特に、有効求人倍率の低い地域に重点的に配分すること。

※有効求人倍率の状況（平成26年11月）

区 分	鳥取県	全国
全 体（倍、※季節調整値）	0.96（29位）	1.12
正社員（倍）	0.62（27位）	0.72

<参考>本県における緊急雇用創出事業（地域人づくり事業）の活用状況等

1 「処遇改善プロセス」を活用した県事業（人づくりによる経済成長戦略推進事業）

中小零細企業が多い本県では、地域人づくり事業の「処遇改善プロセス」により、従業員の賃金アップや正社員化に向けた環境整備を積極的に進めるため、鳥取県経済再生成長戦略の戦略的分野を対象に、従業員の処遇改善の取組を支援している。

事 項	内 容
支援内容	企業等から在職社員の処遇改善に向けた事業計画(売上アップによる処遇の改善等)を募集し、審査の上、採択した企業に対し、1事業当たり500万円を上限に事業計画の実施を委託する。
対象業種等	環境・エネルギー（エコカー、太陽光、リサイクル）、次世代デバイス（電機・電子関連産業）、バイオ・食品関連産業、健康・福祉サービス産業、まちなかビジネス、コミュニティビジネス、観光ビジネス、農林水産資源関連ビジネス、次世代サービス（BPO、データセンター、コンテンツ産業）

2 「雇用拡大プロセス」を活用した地元雇用機会の創出

企業の新增設等に伴う雇用拡大や正規雇用につながる知識・技術を習得させるための人材育成の取り組みを支援している。

3 本県の基金造成額及び執行状況

本県は約12億円の基金を造成しているが、雇用拡大のほか、処遇改善により、若年者の定着促進や人手不足業種への労働力移動推進、育休等が取得しやすい職場環境づくり等、喫緊の雇用課題解決に向けた効果が期待できるため、**企業側の関心が高く、今年度中にほぼ基金を使い切るペースで執行が進んでいる。**

基金造成額	1,241,200千円
平成26年度末の執行見込額	1,232,490千円
差引見込残額	8,710千円

基金が失効する平成27年度以降は、処遇改善のための事業実施について、県単独での予算化を検討しているところであるが、企業のニーズに応えるための予算額確保に非常に苦慮しているところである。

正規雇用への転換促進のための地方中小企業の社会保険料負担軽減について

《提案・要望の内容》

○財務基盤の脆弱な地方の中小企業における非正規雇用から正規雇用への転換を促進するため、正規雇用転換に伴う地方中小企業の社会保険料負担増を恒常的に軽減すること

- ・地方の人口減少を食い止め、若年者や子育て世代の労働力を地方企業へ定着させるためには、非正規雇用から正規雇用への「雇用の質の転換」を促進する必要がある。
- ・正規雇用への転換を促進する国の助成金もあるが、財務基盤の脆弱な地方中小企業においては、一時的な助成だけでなく恒常的な負担軽減が必要である。

<参考>

1 正社員の有効求人倍率の状況（平成26年11月）

本県の正社員の有効求人倍率は0.62倍（平成26年11月）で、前年同月を0.10ポイント上回っているが、依然として全国平均を下回っている。

区 分		H26. 11 月	H26. 4 月	前年同月 (H25. 11 月)
正社員の有効求人倍率(倍)	鳥取県	0.62	0.48	0.52
	全 国	0.72	0.61	0.63

2 正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増（試算）について

本県の若年世代（25～29歳）及び子育て世代（35～39歳）の平均的な賃金水準に基づき、正規雇用転換に伴う企業の社会保険料負担増を試算すると、

〔 若年世代 一人当たり年間 55千円～71千円の負担増
子育て世代 一人当たり年間 124千円～142千円の負担増 〕 となる。

① 25～29歳の場合(全業種平均・年額) (単位：円／一人当たり)

	非正規労働者(a)		正規労働者(b)		差額(負担増)(b-a)	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
年 収	200万円	190万円	250万円	240万円	50万円	50万円
社会保険料年額 (事業主負担分)	300,100	282,600	354,500	353,600	+ 54,400	+71,000
社会保険料年額 (本人負担分)	290,000	273,100	342,000	341,500	52,000	68,400

② 35～39歳の場合(全業種平均・年額) (単位：円／一人当たり)

	非正規労働者(a)		正規労働者(b)		差額(負担増)(b-a)	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
年 収	230万円	200万円	330万円	280万円	100万円	80万円
社会保険料年額 (事業主負担分)	352,800	300,100	494,600	423,400	+141,800	+123,300
社会保険料年額 (本人負担分)	341,000	290,000	477,900	409,300	136,900	119,300

- ※ 非正規労働者、正規労働者ともいわゆるフルタイム労働者（社会保険適用となる週30時間以上勤務）を想定し、平均年収を比較して負担額を算定。
- ※ 平均年収は、平成25年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)を基に、本県の事情(最低賃金の全国平均に対する割合)を考慮して算定。
- ※ 社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料金(以上、労使折半)、児童手当拠出金、労災保険料(以上、全額企業負担)が含まれる。

外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、人員や審査機器の確保等、C I Q体制の充実を図ること。

- ※国の施策であるビジットジャパンに連携し、地方創生の観点から地域活性化を図るためには周遊時間を確保することが重要である。
- ※特に、2015年には世界最大級（乗客4,000人級）のクルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」の寄港が予定されるなど、年間で20回程度の寄港による乗客数は約3万人を見込んでいるが、現在の体制では入国手続きに時間を要し、乗客が下船するまでに、大きく時間を費やすことが予想される。
- ※このため、外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航による周遊時間確保には、境港のC I Qに係る人員や審査機器の確保等の充実を図るとともに、鳥取空港等地方の非検疫飛行場においても人員体制の充実が必要である。

〈参考〉

1 鳥取県の取組状況

(1) 本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など、外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

○平成26年(2014年)3月～10月の国際定期便の運航状況

(平成26年10月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）	(14,314)	(47.7)
	○毎週日・火・金曜日運航	15,259人	50.3%
航路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア）	(14,824)	—
	○毎週金・（土）曜日運航	9,435人	—

※上段（ ）は前年実績

(2) 今後も、山陰唯一の国際航空路線である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットに、インバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

○平成26年度(2014年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績（予定）

区分	便数	運航予定
境港	11便	[外航クルーズ船] 乗客3,000人級の大型クルーズ船等が境港に入港し、年間乗客数は過去最高だった平成25年の記録(10,896人)を更新し、約1万4,000人を突破！
鳥取空港	8便	
米子鬼太郎空港	53便	
計	72便	[航空便] 香港、台湾、ロシア、タイなど

2 境港における入国審査体制の現状

乗員数	～1,000人級	3,000人級
クルーズ船名	クラブ・ハーモニー(1,000人) DBSフェリー(450人)	マリナー・オブ・ザ・シーズ(3,542人)
入国審査所要人数	9名	24名

※境港出張所の現体制は5名

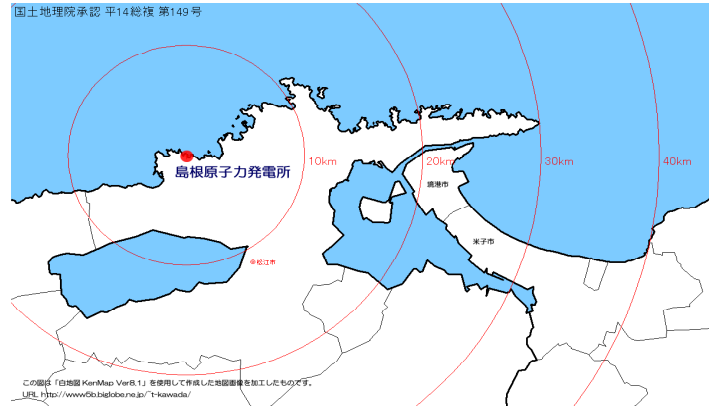
原子力発電所周辺地域における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

- 要援護者の避難のための特別な移動手段、避難に当たって入院患者等に付き添う看護師など医療従事者の確保等について、国が関与して方針を示すとともに、体制を整備すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の必要額

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の必要額は概算で約19億円！

- ・ 緊急に原子力防災体制の整備が必要。[H25～H27年度の3か年整備]

（単位：百万円）

国の支援策	事業内容	H25年度 事業費	H26年度 所要額	H27年度 所要額	計
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	防護資機材(可搬型モニタリングポスト11台)整備、普及啓発、防災訓練等	224	61	113	398
	危機管理体制整備等(TV会議システム等)	31	70	※維持管理費は別途	101
	被ばく医療整備等(スクリーニング、ホールボディカウンタ2台等)	500	155	—	663
	緊急被ばく医療研修等、安定ヨウ素剤備蓄等(UPZ7万人・調剤機材)	9	7	—	16
	小計	766	293	113	1,172
放射線監視等交付金	モニタリングポスト・システム・測定機器整備、環境試料分析等整備	213	—	—	213
	原子力環境センター(仮称)整備等	20	195	250	465
	小計	233	195	250	678
合計	3か年で19億円必要⇒	999	488	残り約4億円 363	1,850